

資料 3－1－1

家族経営協定書

(目的)

第1条 この協定書は、甲（夫）____及び乙（妻）____、丙（後継者）____ が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

(経営計画の策定)

第2条 甲、乙、丙は協議の上、今後の資金計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

(経営の役割分担)

第3条 前条の経営計画に基づく主たる経営分担、作業分担は次のとおりとする。

部 門	内 容	甲	乙	丙
ハウスブドウ	主たる経営	露地	露地	ハウス
露地ブドウ	諸作業	○	○	○
	温度管理		○	
	荷づくり	1kg	2kg	パック
	雇用手配		○	
リンゴ	主たる作業	○		
	諸作業	○	○	○
	管理	○		○
	雇用手配		○	
モモ	主たる作業			○
ラ・フランス	諸作業			○
	管理	○		○
ナシ	主たる作業			○
	諸作業			○
	管理	○		○
防除全体		○		
全体の簿記記帳			○	

(収益の分配)

第4条 丙の配当が軌道にのるまでの間、下記の額を毎月 20 日、各自に支給する。

甲 7 万円、乙 7 万円、丙 7 万円

また、賞与として、甲、乙、丙が協議の上、臨時に支給する。

なお、これらの支給額については、農業経営や作業従事状況等を勘案し、年 1 回見直しを行う

(就業条件)

第5条 就業条件は、次のとおりとする。

(1) 1 日の労働条件は、各自 8 時間とし、農作業の繁閑により、3 者で協議の上、延長又は短縮する。

(2) 休日は、各自原則として月 2 回とするが、農作業の繁閑、健康状況、他の仕事への従事状況を踏まえ、3 者で協議の上変更するものとする。

(3) 労働時間内に家事労働も含む。

(4) 講習会、学習会には進んで参加する。

(将来の経営移譲)

第6条 甲及び乙が有する経営権及び経営用資産を将来移譲するにあたっては、甲及び乙の合意に基づき丙に移譲する。移譲の時期及び方法は、丙の意向を踏まえながら3者で十分協議の上定めるものとする。

(生活設計)

第7条 家族の合意のもとに、将来を見通した長期生活設計をたて、さらにライフステージにみあった短期の生活設計を樹立する。

(経済)

第8条 生活費の管理は主として乙があたり、年1回のさいふ会議を開き家族の希望の実現につとめる。

(介護)

第9条 甲又は乙に介護が必要となった時は、互いに愛情を持ってあたる。

(その他)

第10条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度3者で協議の上定めるとともに、必要に応じて立会人に相談の上改訂を行う。

(附則)

(1) この協定書は、平成9年3月18日より実施する。

(2) この協定書の有効期限は、実施の日から1年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。

(3) この協定書は、5通作成し、甲、乙、丙及び立会人が各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所

甲(夫) _____ ㊞

乙(妻) _____ ㊞

丙(後継者) _____ ㊞

立会人 下高井農業改良普及センター所長 _____ ㊞

中野市農業委員会長 _____ ㊞